

## 柏崎市情報化推進本部設置要綱

平成30年4月1日実施

### (趣旨)

第1条 ICT（情報通信技術）を活用し、庁内において分野横断的かつ戦略的に電子市役所の実現を含めた地域情報化を推進していくため、内部機関として柏崎市情報化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 推進本部の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域情報化の推進に関すること。
- (2) 情報セキュリティポリシーに関すること。
- (3) その他ICTの利活用に関すること。

### (推進本部)

第3条 推進本部は、本部会、最高情報責任者（以下「CIO」という。）、情報政策官及び推進委員会（以下「委員会」という。）をもって構成する。

### (本部会)

第4条 本部会は、新潟県柏崎市庁議規程（昭和56年3月訓令第4号）第2条第1項に規定する者（市長が指定する者を除く。）、総務課長、人事課長、企画政策課長及び財政管理課長並びに次条第2項の情報政策官（以下「本部員」という。）をもって構成し、推進本部の最終意思決定機関とする。

- 2 本部会に会長及び副会長を置く。
- 3 本部会の会長は市長を、副会長は副市長をもってそれぞれ充てる。
- 4 本部会の会議は、会長が招集し、議事を進行する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (CIO及び情報政策官)

第5条 CIOは、ICTを活用して地域情報化を推進することとし、副市長をもってこれを充てる。

- 2 情報政策官は、CIOを補佐するために、ICT及び地域情報化等の専門的な知識を有する者を市長が指定する。
- 3 前項に規定する者は、柏崎市情報政策官設置要綱に基づき任命された情報政策官をもって充てる。

### (委員会)

第6条 委員会は、課、室、局及び館（以下「課等」という。）の長をもって構成し、庁内において分野横断的に地域情報化を推進するための連絡調整を行う。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員会の委員長はC I O、副委員長は総合企画部長及び情報政策官をもってそれぞれ充てる。
- 4 委員会の会議は、委員長が招集し、議事を進行する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(庶務)

第7条 本部会及び委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部会及び委員会の運営に必要な事項については、会長又は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。